

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年4月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200060 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300001 号

第 1 結論

請求期間①から⑧までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 24 日
② 平成 27 年 12 月 25 日
③ 平成 28 年 7 月 25 日
④ 平成 28 年 12 月 22 日
⑤ 平成 29 年 7 月 25 日
⑥ 平成 29 年 12 月 25 日
⑦ 平成 30 年 7 月 25 日
⑧ 平成 30 年 12 月 25 日

A 事業所から請求期間①から⑧まで（以下「請求期間」という。）に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 8 月 18 日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、A 事業所から提出された請求者の賃金台帳及び B 市から提出された請求者に係る市町村民税・県民税課税証明書から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A事業所から提出された請求者に係る辞令及び賃金台帳によると、請求期間当時、請求者は同事業所の「事務長」であったことが確認できる上、同事業所は、「事務のことは事務長である請求者に一任していた。請求期間当時、請求者は、社会保険事務を担当する責任者であり、当該事務を遂行するに当たり権限を有する立場にあった。」旨回答している。

また、請求者は、「私は、請求期間当時のA事業所において、社会保険事務を担当する責任者としての立場にあった。経営がひっ迫しており、控除した社会保険料を他の経費の一部に充当せざるを得ない悪い状況が続いていたため、請求期間の賞与支払届は、私が自らの判断で、意図的に提出しないように決めた。」旨回答している。

したがって、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200115 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300001 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年*月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間当時、A 市にあった美容室に住み込みで勤務しており、20 歳になった昭和 57 年*月頃に、私が同市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。

また、保険料の納付については、美容室の事業主に、毎月、納付書と現金を渡し、事業主が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、請求期間が未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 57 年*月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った旨を主張している。

しかしながら、i) 請求者が所持する国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）に係る年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日の欄には「昭和 57 年*月*日」と記載され、C 社会保険事務所（当時）の押印があることから D 県において交付された年金手帳であることが確認できること、ii) オンライン記録の当該手帳記号番号に係る資格取得の処理年月日は昭和 61 年 6 月 17 日と記録されている上、請求者の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得の処理年月日から、当該手帳記号番号は同年 6 月に払い出されたと推認できること、iii) 戸籍の附票によると、請求者は昭和 61 年 5 月 25 日に A 市から E 市に転出していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年 6 月に E 市において行われ、請求者が 20 歳に到達した昭和 57 年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと認められる。

また、上記加入手続が行われた昭和 61 年 6 月までにおいては、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者に国民年金保険料の納付書が発行されることはないため、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない上、

昭和 61 年 6 月時点においては、請求期間のうち昭和 57 年*月から昭和 59 年 4 月までの国民年金保険料は、既に保険料徴収権が時効により消滅しており、納付することはできない。

さらに、請求期間直後の転出先である E 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿等において、請求期間の保険料納付状況は未納と記録されている上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者自身は保険料納付に直接関与していない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとする美容室の事業主は既に亡くなっていることから、請求期間における保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。